

大船渡地区消防組合における女性職員の活躍の推進に関する
特定事業主行動計画

令和3年3月改定
大船渡地区消防組合

大船渡地区消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年3月30日

大船渡地区消防組合消防本部 消防長

大船渡地区消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、大船渡地区消防組合消防本部消防長が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

当消防組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、女性職員活躍推進委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、大船渡地区消防組合において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、最も大きな課題に対応するものから順に、次のとおり目標を掲げることとする。

【採用に課題】

- (1) 令和7年度までに、女性の採用試験の受験者数を、令和元年度実績（1人）より2人引き上げ、受験者総数に占める女性割合を10%以上にする。

【継続就業及び仕事と家庭の両立に課題】

- (2) 令和7年度までに、制度が利用可能な男性職員の育児休業の取得割合を10%以上、配偶者出産休暇（2日）の取得割合を100%、育児参加のための休暇（5日）の取得割合を50%以上にする。

【長時間勤務関係の把握項目及び課題分析に課題】

- (3) 令和3年度から令和7年度までの間、週に1回以上定時退庁する日勤職員の割合を毎年度50%以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、大船渡地区消防組合において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

【採用に課題】

- (1) 令和3年度より、女性が活躍できる職場であることをパンフレット、ホームページ等で広報する。
- (2) 令和3年度より、キャリアチャレンジ等の機会を捉え、女性職員による職場説明会を開催する。

【継続就業及び仕事と家庭の両立に課題】

- (1) 令和3年度より、職員研修等を利用し、育児休業、各特別休暇等の各種休暇制度に関する情報の周知を図る。

【長時間勤務関係の把握項目及び課題分析に課題】

- (1) 令和3年度より、引き続き毎週水曜日を定時退庁日に設定するとともに、管理職員が各職員に早期退庁を勧奨する。(日勤職員対象)
- (2) 令和3年度より、ワークライフバランス推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場づくりを実施する。